

弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

Q428. 労働審判を申し立てられた場合における使用者側の対応として、何が一番大事だと思いますか。

労働審判手続においては、申立書及び答弁書の記載内容から一応の心証が形成され、第1回期日でその確認作業が行われて最終的な心証が形成された後は、その心証に基づいて調停が試みられ、調停が成立しない場合は労働審判が出されることになります。

原則として第1回期日終了時までに最終的な心証が形成されてしまい、その後の修正は困難であることから、私は、

- ① 充実した答弁書の作成
- が最も重要であり、次に、
- ② 第1回期日で十分な説明ができることが重要であると考えています。

弁護士法人四谷麹町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階